

2025 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 サイプレス・ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 東 稔 哉
(コード番号：428A 東証スタンダード市場)
問い合わせ先 執行役員 管理本部長 永 田 哲 也
兼 経 理 ・ 財 務 部 長
TEL. 03-6230-9121

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 9 月 9 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による売出しの件

- | | |
|---|--|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 3,518,800 株 |
| (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー11階
丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合
3,462,800 株
PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman
Islands
Marunouchi Global Fund II L.P.
56,000 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未 定（今後開催する取締役会において承認される仮条件を
もとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動
リスク等を総合的に勘案した上で、2025 年 9 月 30 日（火曜
日）（以下、「売出価格決定日」という。）に引受価額（売
出人が引受人より1株あたりの買取金額として受け取る金
額）と同時に決定する。） |
| (4) 売 出 方 法 | 売出価格による一般向けの売出しとし、大和証券株式会社、
野村證券株式会社、株式会社SBI証券、マネックス証券株
式会社及び楽天証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。 |
| (5) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格
と引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）との差額
の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申 込 期 間 | 2025 年 10 月 1 日（水曜日）から
2025 年 10 月 6 日（月曜日）まで |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (8) 株 式 受 渡 期 日 | 2025 年 10 月 8 日（水曜日） |
| (9) 売出株式の払込金額及びその他本株式売出しに関して取締役会の承認が必要な事項は、今後開
催予定の取締役会において決定する。 | |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただい
た上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

2. オーバーアロットメントによる売出しの件

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 527,800 株
なお売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しを全く行わない場合がある。 |
| (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社
527,800 株（上限） |
| (3) 売 出 価 格 | 未 定（売出価格決定日に決定される予定）
なお、上記1.における売出価格と同一とする。 |
| (4) 売 出 方 法 | 上記1.における引受人の買取引受による売出しに関連して、かかる当該売出しの需要状況を勘案の上、大和証券株式会社が当社株主から借受ける当社普通株式を追加的に売出すものとする。なお、本オーバーアロットメントによる売出しは、需要状況により一部又は全部につき行わない場合がある。 |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1.における申込期間と同一とする。 |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一とする。 |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における株式受渡期日と同一とする。 |
| (8) | 上記1.の売出株式数に変更される場合、本オーバーアロットメントによる売出株式数の上限は、変更後における1.の売出株式数の15%となる数（100株未満切り捨て）に読み替える。 |
| (9) | 上記1.において定める引受人の買取引受による売出しが中止された場合は、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください
た上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

[ご参考]

1. 株式売出しの概要

- | | |
|--|--|
| (1) 売 出 株 式 数 | ①引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 3,518,800 株
②オーバーアロットメントによる売出し(*)
当社普通株式 上限 527,800 株 |
| (2) 需 要 の 申 告 期 間 | 2025 年 9 月 24 日(水曜日)から
2025 年 9 月 29 日(月曜日)まで |
| (3) 売 出 価 格 決 定 日 | 2025 年 9 月 30 日(火曜日)
(売出価格は、仮条件をもとに、当該仮条件における需要状況、
上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で決定
する。) |
| (4) 申 込 期 間 | 2025 年 10 月 1 日(水曜日)から
2025 年 10 月 6 日(月曜日) |
| (5) 株 式 受 渡 期 日
(上 場 (売 買 開 始) 日) | 2025 年 10 月 8 日 (水曜日) |

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主である丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合及びMarunouchi Global Fund II L.P. (以下、「貸株人」という。) から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で貸株人より追加的に取得する権利 (以下、「グリーンシュエーション」という。) を、2025 年 11 月 5 日を行使期限として貸株人から付与される予定であります。

大和証券株式会社は、上場 (売買開始) 日 (株式受渡期日) から 2025 年 11 月 5 日までの期間 (以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け (以下、「シンジケートカバー取引」という。) を行う場合があります。

なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、利益配分につきましては、継続的な新規出店や経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施していくことが経営の重要課題であると認識しております。

最近事業年度におきましては、繰越利益剰余金がマイナスであること等から配当を実施していません。今後は、経営成績及び財政状況を勘案しながら株主の皆様への配当を目指してまいります。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください
た上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、継続的な新規出店や経営体質の強化のための投資の原資とし、今後の事業の展開に活用してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後は、経営成績及び財政状況を勘案しながら株主への配当を目指してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、配当の決定機関は取締役会であります。また、当社は取締役会の決議によって、中間配当をすることができる旨を定款で定めています。

(4) 過去3決算期間の配当状況（当社単体）

	2022年8月期	2023年8月期	2024年8月期
1株当たり当期純損失	△793.30円	△8.03円	△5.37円
1株当たり配当額	—	—	—
（1株当たり中間配当額）	（ — ）	（ — ）	（ — ）
実績配当性向	—	—	—%
自己資本利益率	—	—	—
純資産配当率	—	—	—

（注）1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。

3. 自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 当社は2024年11月14日付で株式1株につき100株の分割を行いました。2023年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たりの当期純損失を算定しております。

5. 上記4の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、2022年8月期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2022年8月期	2023年8月期	2024年8月期
1株当たり当期純利益	△7.93円	△8.03円	△5.37円
1株当たり配当額	—円	—円	—円
（1株当たり中間配当額）	（ — ）	（ — ）	（ — ）

3. 販売方針

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

4. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合及びMarunouchi Global Fund II L.P.は、大和証券株式会社（以下、「主幹会社」という。）に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目の日（2026年4月5日）までの期間（以下、「ロックアップ期間（A）」という。）、主幹会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシェーオプシオンの対象となる当社普通株式を主幹会社を取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

当社の株主である株式会社EAM及び東稔哉は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後360日目の日（2026年10月2日）までの期間（以下、「ロックアップ期間（B）」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエアップションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社新株予約権を保有する、尾澤一彦、稲葉好紀、池田透、松下正、田中剛、勝山章廣及びその他5名は主幹事に対し、ロックアップ期間（A）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権および新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間（A）中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、グリーンシュエアップション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る）にかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間（A）及びロックアップ期間（B）終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間（A）及びロックアップ期間（B）中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

5. 指定販売先への売付け（親引け）

今回の株式売出しに当たり、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、売出株式の一部を当社が指定する販売先（親引け先）に売付けることを引受人に要請する予定でございます。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
アサヒビール株式会社	「1. 株式売出しの概要」に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、254,900株を上限	事業シナジーの創出を目的とした関係構築のためであります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社である大和証券株式会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

（注）上記「2. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。